

【別紙2-5】

税関様式C 第1150号

申請番号

延滞税免除申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

(印)

代理人

関税法第12条第6項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第18条及び地方税法第72条の103項第1項の規定により延滞税の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸入申告書の番号 及び 輸入申告の年月日	更正・決定通知書（賦課 決定通知書）の番号及び 決定の年月日	輸入貨物の品名	納付すべき関税額	
			納付すべき内国消費 税等	
			円	
			円	
免除を受 けようと する延滞 税の額	延滞税の額 円	= 上記の納付 すべき税額 円	期間（日数） × 平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの日数	延滞税の 割合（%） × 1 — 365
免除を受 けようと する理由				
※ 税関記入欄				

(注) (1) この通知書2通を輸入申告をした税関に提出して下さい。

(2) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成11年12月31日まで	7.3%	
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日以後	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の前年の特例基準割合（前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合+1%）+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

(3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。

(4) この申請書には輸入許可書又はこれに代わる税關の証明書及び更正通知書（賦課決定通知書）を添付して下さい。

(5) ※欄は、記載しないで下さい。

(規格A4)